

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案のうち日本農林規格等に関する法律

規制の名称：(1) JAS規格の対象への有機酒類の追加

(2) 同等性承認の推進のための認証制度の改善

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課 基準認証室

評価実施時期：令和3年11月～令和4年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

日本農林規格（以下「JAS規格」という。）は、日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。）に基づき、農林物資の品質や取扱方法等に関して国が定める規格である。

現在、有機農産物や有機加工食品をはじめ、計83規格（2022年2月現在）が制定され、農林物資の生産・流通・販売業者等に活用されている。事業者は、JAS法に基づき国の登録を受けた登録認証機関から、国が定める認証の技術的基準に適合しているか審査を受け、認証を取得することで、自らが生産する製品等にJASマークを付することができる。JASマークを付することにより、製品の品質等に優位性があることを示すことが可能となり、これまで国内外の市場において日本の農林水産物・食品の競争力強化が図られてきた。

農林水産物・食品の輸出については、2020年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」等において、農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする新たな目標が設定された。日本の農林水産物・食品の輸出額は2012年の約4,400億円から倍増し、2021年には1兆円を突破したところであるが、当該目標の達成に向けた更なる取組を進める必要がある。

(1) JAS 規格の対象への有機酒類の追加

近年、海外市場におけるニーズが高い有機農産物等の分野においては、2 国間又は多国間の有機認証が同等の水準にあると認める「同等性の承認」に基づき、JAS 法に基づく有機認証（以下「有機 JAS 認証」という。）を取得すれば、輸出先国・地域の有機認証を別途取得しなくとも、輸出先国・地域の市場において当該国・地域の制度に基づいた有機表示を付することが可能となり、海外での取引の円滑化が図られてきた。

日本は、有機農産物・有機畜産物等について、米国・EU 等の国・地域との間で同等性の承認を得ており、有機同等性を活用した輸出量は、直近 10 年間で 39 トン（2010 年）から 2,596 トン（2020 年）まで増加している（図 1 参照）。

海外の有機市場が年々拡大する中、有機酒類は輸出拡大の余地が大きく、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に資することが期待される。しかしながら、酒類については JAS 法の対象外であるため、有機酒類は有機 JAS 認証の対象となっておらず、有機同等性を活用した輸出を行うことができない。

このため、有機表示の規制を行っている米国・EU 等の国・地域に対して、「有機」等と表示して輸出・販売するには、事業者は当該輸出相手国の認証を別途取得しなければならず、事業者の負担となるとともに、有機同等性を活用した有機酒類の輸出拡大が見込めない状況となっている。

国内の有機酒類の製造については、令和元年分の総出荷量は約 2,500 キロリットル（国内総製造数量の 1%未満）であり、このうち、約 80 キロリットルが輸出されている。また、有機酒類を製造する事業者は、国内の酒類製造業者約 2,000 者余のうち約 70 事業者となっている。しかしながら、現在は酒類の輸出を行っていない事業者（約 2,000 事業者）のうち、将来的に輸出することを希望している者の割合は 3 割を超えている（令和元年国税庁調べ）。

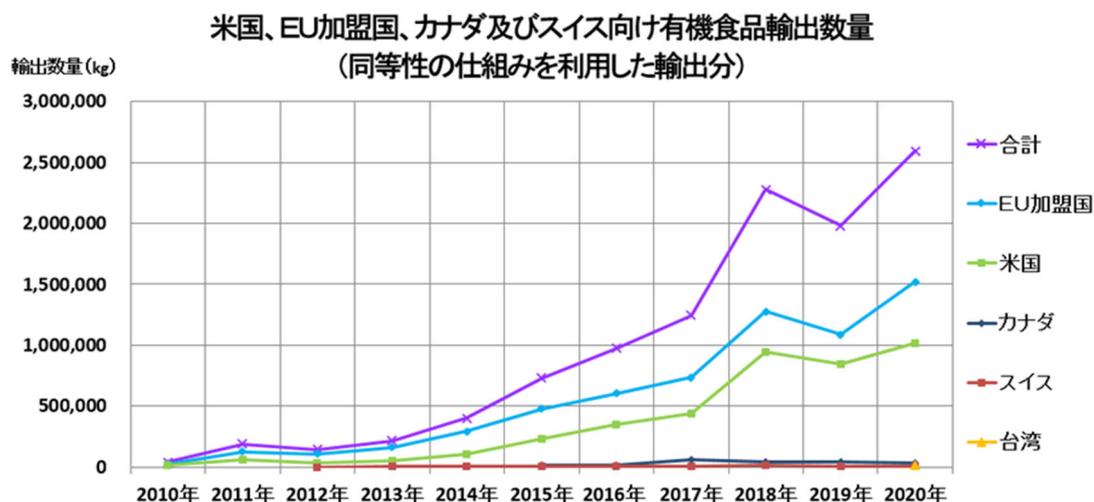


図 1 有機同等性を活用した有機食品の輸出量

(2) 同等性承認の推進のための認証制度の改善

(1) の同等性の承認に基づき、有機食品の輸出に取り組もうとする事業者は、日本国内において外国の制度に基づいた格付の表示（図2参照。以下「外国格付の表示」という。）を付して、当該国に輸出することが可能である。しかしながら、外国格付の表示の取扱いについては、現行法では規制の対象となっておらず、JAS法上の登録認証機関の認証を受けていない事業者であっても外国格付の表示を付して輸出することができる等、外国格付の表示を付する事業者の管理等ができず、表示の信頼性が担保できていない。同等性を活用した輸出が増加している中で、製造国が日本と表示され、不適切な外国格付の表示が付された製品の摘発が海外で頻発した場合には、相手国・地域からの信頼性を失うとともに、今後の同等性交渉の障害ともなることが懸念される。



図2 海外の有機認証制度に基づく格付の表示の例（左から、米国、EU、カナダ）

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(1) JAS規格の対象への有機酒類の追加

【課題及びその発生原因】

農林水産物・食品の輸出の更なる促進に向けて、特に、海外市場におけるニーズが高い有機農産物等について同等性交渉を更に進めていく必要があるが、米国・EU等において関心が高く、輸出による市場拡大の可能性のある有機酒類は、現状ではJAS法の対象外であり、有機同等性の承認を活用した輸出を行うことができない。このため、国内で生産された有機酒類を、有機表示の規制を行っている国に対して「有機」等と表示して輸出・販売するには、事業者は当該輸出相手

国の認証を別途取得しなければならず、事業者の負担となるとともに、有機同等性を活用した有機酒類の輸出拡大が見込めない状況となっている。

【規制以外の政策手段】

引き続き、現行の「酒類における有機の表示基準」（平成12年12月26日国税庁告示第7号）に基づき酒類の有機表示を行う手段も考えられるが、当該制度は第三者による認証の制度ではないこと等の理由から、諸外国から同等性の承認を得ることが困難となっている。外国から同等性の承認を得るには、諸外国と同等の水準であり、かつ国が認めた法的に担保された第三者による認証の制度が存在することが必要である。

こうした背景から、有機酒類について外国から同等性の承認を得るためには、現行の「酒類における有機の表示基準」の改正により対応を図るよりも、既に米国・EU等から同等性の承認を得ているJAS法に基づく有機認証制度に追加することで、諸外国との有機同等性を活用した輸出を可能とすることが政策手段として妥当である。

【規制の内容】

JAS規格の対象に有機酒類を追加し、「有機」の名称表示にあたり有機JAS認証の取得を必要とする。

(2) 同等性承認の推進のための認証制度の改善

【課題及びその発生原因】

日本国内における外国格付の表示の取扱いについて、現行法では何ら規定がないことから、外国格付の表示を付する事業者の管理等ができていない。同等性を活用した輸出が増加している中で、仮に製造国が日本と表示され、不適切な外国格付の表示が付された製品の摘発が海外で頻発した場合には、相手国・地域からの信頼性を失うとともに、今後の同等性交渉の障害ともなることが懸念される。

【規制以外の政策手段】

行政指導により適正な表示を求めていくという手段も考えられるが、現行法では規制されていない事項であり、強制力がないため、不適切な表示を防ぐことを十分に担保することができない。このため、法に基づく適正な表示制度を設ける必要があり、今回の規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

同等性に基づく外国制度の格付の表示は、不適切な表示がされないよう、登録認証機関の認証を受けた事業者のみ可能とする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(1) JAS 規格の対象への有機酒類の追加

【遵守費用】

有機酒類について、これまで国税庁の基準に基づいて有機の表示を行っていた事業者が引き続き有機表示を行うには、新たに有機 JAS 認証を取得することが必要となる。

そのための費用としては、認証事業者となるための認証手数料及び格付業務等の担当者となるための講習会の受講費用が想定される。

ア 認証手数料

認証手数料については、認証の申請先である登録認証機関により異なるが、有機 JAS 認証を行う登録認証機関からの届出によると、初年度に認証を取得するための平均費用は約 16 万円（検査員等の人件費等）であり、認証を継続するための手数料は毎年約 13 万円が必要となっている。

イ 講習会の受講費用

有機 JAS 認証を行う登録認証機関による講習会の平均的な受講費用は約 2 万円/人であり、1 認証事業者あたり平均 2 名がこの講習を受講している。

このため、有機酒類の生産に取り組む事業者が JAS 認証を取得する場合の遵守費用は、初年度は約 20 万円（認証手数料：約 16 万円、講習会費用：約 4 万円）、2 年目以降は約 13 万円（認証継続のための手数料）が生じると見込まれる。

現在、有機酒類の生産に取り組む事業者数は約 70 者であるが、仮に新規参入も含めて事業者数が 5 年後に 2 倍に増加（=140 事業者）するとして、毎年一定の割合（28 事業者/年）で認証を取得する事業者が増加すると仮定した場合、1 年目に認証を取得する事業者の費用は（約 20 万円+13 万円×4 年）×28 事業者=2,016 万円、2 年目に認証を取得する事業者の費用は（約 20 万円+13 万円×3 年）×28 事業者=1,652 万円となる。同様に 3 年目以降に認証を取得する事業者の費用も試算すると、140 者全てが認証を取得するのに係る費用は、累計で約 6,400 万円とな

ることが見込まれる。

また、有機酒類を輸入する事業者についても上記と同様に認証を取得する必要がある。輸入業者を約 30 者と仮定すると、初年度は約 30 事業者×約 20 万円＝約 600 万円、2 年目以降は約 30 事業者×約 13 万円＝約 400 万円の費用が生じると見込まれる。

【行政費用】

現在、酒類の容器及び包装における表示については、国税庁が適正な履行がなされるよう調査・指導等を行っている。一方で、本規制により追加的に、有機 JAS 認証を得ずに行われている有機表示が取締りの対象となるが、現在の有機酒類の製造量は国内総製造量の 1%未満と僅かであるとともに、流通・販売先は有機以外の酒類と大差ない。

このため、本改正により有機酒類が JAS 法の対象となり、有機表示を有機 JAS 認証に基づき行うこととなった場合でも、有機酒類に適正な表示がなされているかの監視については、現行の調査により有機以外の酒類とあわせて確認することが可能である。

このほか、有機酒類の表示の取締り等にあたる職員に対して JAS 制度に関する研修等の対応が必要となる。行政機関の職員の時間単価を 2,800 円（国家公務員給与等実態調査及び労働統計要覧を基準）、研修を受講する職員を約 1,100 名、研修に要する時間を 4 時間と仮定すると、約 1,200 万円の費用が生じると見込まれる。

(2) 同等性承認の推進のための認証制度の改善

【遵守費用】

日本国内で外国格付の表示を付する場合としては、有機 JAS 認証を取得した事業者（以下「有機 JAS 認証事業者」という。）が、自ら生産した有機食品を輸出するために、当該食品に対して外国格付の表示を付することが考えられる。

今回の規制により、既存で有機同等性を活用して輸出する有機食品に対して外国格付の表示を行っている事業者（約 100 事業者）が、引き続き外国格付の表示を行う場合は、外国格付の表示に係る認証を追加的に取得することが必要となる。

これらの事業者は、既に登録認証機関から確認を受けている管理体制に、外国格付の表示の記録の保存に関する体制の追加等を行い、登録認証機関に当該認証事項の変更の届出を行うことが必要となる。

ア 認証手数料

認証手数料は、登録認証機関が設定するものであるが、外国格付の認証については、既に有機 JAS 認証を取得している事業者に対して追加的な外国格付の表示に係る体制の確認を行うのみで済むことから、通常のコストより少額になると見込まれる。仮に、登録認証機関の担当者の時給を 2,800 円（平成 27 年民間給与実態統計調査及び平成 27 年労働統計要覧を基準）として、この認証の事務手続きにかかる費用から認証手数料を試算すると、約 3 千円（登録認証機関が書類審査と認証書発行の作業に要する人件費を試算：2,800 円/時間×1時間）と想定される。

イ 講習会費用

講習会費用についても、アと同様に登録認証機関の事務手続きにかかる費用から試算すると、約 3 千円（登録認証機関が講習会の資料作成や事務費に要する人件費を試算：2,800 円/時間×1時間）と想定される。

よって、有機同等性を活用して輸出される有機製品に外国格付の表示を行っている事業者（約 100 事業者）がこの認証を取得する場合、約 100 事業者×約 6 千円（認証手数料：約 3 千円、講習会費用：約 3 千円）＝約 60 万円の費用が生じると見込まれる。

なお、2 年目以降に認証を継続するための手数料については、当該事業者が既に有機 JAS 認証を取得している場合、ごく少額（上記アの認証手数料（約 3 千円）未満）で済むと考えられる。（約 3 千円×約 100 事業者×4 年間＝約 120 万円）

【行政費用】

外国格付の表示に係る認証業務を行う登録認証機関は、当該業務に係る業務規程を整備したうえで農林水産大臣に報告することが必要であるが、上述のとおり、現在も有機認証を行う既存の登録認証機関が外国格付の表示に係る認証業務を追加的に行う場合がほとんどであると考えられるため、行政は主に既存の登録認証機関から業務規程の変更の届出を受理するのみで済み、当該登録認証機関の調査は、現在行っている調査の中であわせて行うことが可能であるため、追加的な行政費用の発生はほぼ想定されない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

(1) JAS 規格の対象への有機酒類の追加

有機酒類を JAS 規格の対象に追加することにより、有機 JAS 認証を取得すれば、同等性を活用し、我が国が有機同等性の承認を得ている国について、当該国・地域の制度に基づく格付の表示を付することができるようになる。

これにより、輸出に取り組む事業者にとっては、当該国・地域の認証を別途取得する必要がなくなり、既存の有機酒類製造業者（約 70 事業者）の負担軽減につながるとともに、新たな事業者が有機酒類の製造及び輸出に加わることも期待される。

有機食品は、世界的な需要の高まりを背景に、同等性を活用した我が国から米国・EU 等への輸出量が増えているところ。本改正により、有機酒類の輸出に取り組みやすい環境が整備されることで、有機酒類の輸出量の増加と、それに伴う事業者の売上の向上及び業界の発展につながることが期待される。

(2) 同等性承認の推進のための認証制度の改善

現状、我が国は有機農産物・有機畜産物について、米国・EU等から、有機 JAS 認証と外国の有機認証との同等性の承認を得ている。今後も、同等性の承認を得る国・地域や対象品目の更なる拡大に向けて、同等性の承認を得るための交渉（以下、「同等性交渉」という。）を行おうとしているところ。今回の改正により、同等性の承認に基づく外国格付の表示を、JAS 法に基づく登録認証機関の認証を受けた事業者のみ可能とすることで、日本の表示制度の信頼性が高まり、政府間の同等性交渉が円滑に進むことにつながると期待される。

同等性を活用した輸出に取り組む事業者にとっては、日本の有機表示への信頼性が向上することにより、自社の製品を取引する際の商談が円滑に進められるようになり、(1)に記載した有機酒類を始め、同等性を活用した有機食品の輸出量の増加が期待される。有機同等性を活用した米国・EU等の国・地域への有機食品の輸出量は、直近10年間で39トン（2010年）から2,596トン（2020年）まで増加しているところであるが、同等性の承認を受けた外国格付の表示の取扱いが整備されることで、更なる輸出量の増加が期待される。

また、不適切な表示を防止する措置を講ずることで、日本から不適切な表示が広まり、海外取引先との取引に支障が生じるというリスクの軽減にもつながると期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

(1) JAS 規格の対象への有機酒類の追加

同等性を活用した輸出により、登録にあたって必要な実地調査の費用（調査員の旅費）の負担が軽減されることが期待される。例えば、米国の登録認証機関から直接有機認証を取得する場合の認証手数料（約35万円）及び登録にあたって必要な実地調査の費用（調査員の旅費）（約43万円）が、本改正によって低減されることとなる。

米国等の制度に基づく有機認証も行っている日本国内の登録認証機関から有機認証を受けている場合であっても、JAS 制度に基づく有機認証の場合は、米国の制度に基づく有機認証の場合に比べ、年次調査に係る費用が約10万円（外国認証を行う国内の登録認証機関の費用の例を比較。有機 JAS 認証の年次調査に係る費用

は約 30 万円/年、外国格付の認証の場合の費用は約 40 万円/年。) 低減されると考えられる。有機酒類を輸出する事業者数(約 30 者)を踏まえると、約 30 事業者×約 10 万円×5 年間=約 1,500 万円の負担軽減が見込まれる。

また、有機酒類の輸出量については、有機同等性を活用した輸出が可能となることにより、将来的に大幅な増加が期待される。令和元年時点で有機酒類の輸出量の 96%を占める有機清酒は、その輸出量が 74 キロリットルとなっている。清酒の輸出単価(令和 3 年時点。有機でない清酒を含む。)は約 1,253 円/リットルとなっており、これを用いて仮に輸出量が 2 倍に増加した場合の輸出額の増加を試算すると、74 キロリットル×約 1,253 円/リットル=約 9,200 万円の増加となる。

仮に輸出額が 5 年間で 2 倍に増加するとして、毎年一定の割合(1,840 万円/年)で増加した場合、本規制による輸出額の増加分は、5 年間の累計で 2 億 7,600 万円となることが見込まれる。

(2) 同等性承認の推進のための認証制度の改善

日本の有機表示への信頼性が向上することにより、事業者が自社の製品を取引する際の商談が円滑に進められるようになり、(1)に記載した有機酒類を始め、同等性を活用した有機食品の輸出量の増加が期待される。

また、今後有機酒類の同等性の承認を得るための交渉を米国・EU を始めとする国・地域と行う予定であるが、本改正により日本の表示制度の信頼性が向上することを背景として、政府間の同等性交渉が円滑に進むことが期待される。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果(効果)であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(1) JAS 規格の対象への有機酒類の追加

輸出向けの有機酒類の製造に取り組む事業者が増え、有機酒類全体の製造量が増えることで、国内市場に流通する有機酒類の量も増えることが期待される。日本国内においても有機食品の需要は高まっていることから、有機酒類の生産量及び流通量が増えることは、消費者にとっても選択肢が増え、消費者の利益に繋がるものと期待される。

(2) 同等性承認の推進のための認証制度の改善

本規制により、同等性の承認を受けた外国格付の表示が適切に管理されることを通じ、日本の有機表示への信頼性が向上することにより、⑤(2)に記載したように個々の事業者がメリットを享受するのみならず、日本から輸出される外国格付の表示が付された有機農産物等全体に対する信頼性が向上することも期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

(1) JAS 規格の対象への有機酒類の追加

5年間の遵守費用及び行政費用として、約9,800万円（遵守費用：8,600万円、行政費用：1,200万円）の増加が見込まれる。他方、便益としては、同等性を活用した有機酒類の輸出量が仮に5年間で2倍に増加した場合には、輸出額が累計で約2億7,600万円の増加、及び認証費用の負担が約1,500万円軽減することが見込まれる。これらを踏まえ、便益が費用を上回ると考えられることから、当該規制を導入することが妥当である。

(2) 同等性承認の推進のための認証制度の改善

5年間の遵守費用は1事業者当たり18千円と大きな増加が見込まれない一方、効果としては、日本の表示に対する信頼性（ブランド）の向上を担保することにより、同等性交渉の推進、及び日本からの輸出品の増加が見込まれる。これらを踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制を導入することが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

(1) JAS 規格の対象への有機酒類の追加

本規制の代替案として、JAS 規格の対象について、同等性を活用して輸出される有機酒類のみに絞った場合と仮定すると、事業者にとって生産・流通・販売の全ての過程において、国内流通向け又は輸出向けの商品の区別を明確に行うことが必要となり、事業者の負担の増加が見込まれる。

また、事業者の販売した商品が流通の過程で第三者によって輸出される場合もある中、販売後の商品の流通先の把握・管理を事業者の責任とすることは過度の負担となる。このため、本規制においては、国内向け又は輸出向けの区別なく、有機酒類全体を対象として規制することが妥当である。

(2) 同等性承認の推進のための認証制度の改善

本規制の代替案として、外国格付の表示を行う事業者は国に届出を行うのみ（事業者が登録認証機関から認証を得ることは不要）とした場合と仮定すると、外国格付を行う事業者を把握するという目的は達成できる一方、適正に表示を行う体制・能力を欠いた事業者であっても表示を行うことができることになる。

この場合、不適切な表示がされる事例が出てくる可能性があり、日本の表示制度の信頼性を向上させるという目的は達成できないことに加え、取締りに係る行政費用が増加することが想定される。このため、本規制においては、事業者が認証を得ることを必要とし、事業者の体制・能力を審査することを必須とすることが妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

JAS 法への有機酒類の追加については、有機酒類の輸出に取り組む事業者から提出された要望書（2016 年～2021 年、計 8 件）において、有機酒類を JAS 制度の対象とし、酒類についても有機同等性を活用した輸出が可能なるよう、認証制度の整備を望む等の要望があったことも考慮した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

法施行後 5 年を目途として事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 同等性を活用した有機酒類の輸出量
- ・ 有機酒類について、同等性を承認された国数
- ・ 外国格付の表示に係る認証事業者数